

3 住民主体型生活支援訪問サービス 二葉圏域



1

矢賀学区社会福祉協議会

このサービスの利用対象者は、
要支援認定者及び事業対象者(※)です。

3 住民主体型生活支援訪問サービス(二葉圏域)

	名称	場所	事務所開設日時	サービス内容	1回当たりの提供時間 (●分まで)	1回当たりの提供時間に係る提供料金	活動地域	連絡先	TEL	FAX
1	矢賀学区社会福祉協議会	広島市東区矢賀二丁目8-34 矢賀中央集会所	毎週火曜日 10:00～11:30	①掃除(居室内やトイレ・卓上等の清掃、ゴミ出し) ②草むしり、花木の水やり、植木の剪定等の園芸 ③家具・電気器具等の組み立て・移動・修繕・模様替え ④散歩、買い物等外出時の付き添い ⑤話し相手や相談ごとに対応	①90分 ②90分 ③90分 ④90分 ⑤90分	①無料 ②無料 ③消耗品購入は実費 ④無料 ⑤無料 詳しいサービス内容や料金は、連絡先にお問い合わせください。	矢賀小学校区域	東区社会福祉協議会	082-263-8443	082-264-9254

(※) 要支援1又は要支援2と認定された人及び事業対象者(基本チェックリストの判定を受け、生活機能の低下が見られた人)

詳しい内容や利用対象者につきましては、東区社会福祉協議会に御相談ください。